

家畜・家さんの所有者は年1回の定期報告の提出をお願いします！ 中央家畜保健衛生所

家畜伝染病予防法により、愛玩目的も含めて下記の家畜・家さんを1頭（羽）でも所有している方は、毎年2月1日時点での飼養状況等の報告が義務付けられています。

所定の報告用紙に記入のうえ、当所あて提出してください。報告用紙は長崎県庁ホームページの県央振興局農林部防疫課からダウンロード可能です。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/nogyo/teikihoukoku-nogyo/>

提出先：中央家畜保健衛生所（〒854-0063 諫早市貝津町3118）

不明な点は中央家畜保健衛生所（TEL:0957-25-1331）までお問い合わせください。

家畜の種類及び飼養規模により、提出書類が異なります。
下表を参考に期限内の提出をお願いします。



報告用紙等



飼養衛生管理マニュアル等

畜種ごとの飼養規模の分類

家畜・家さんの種類	小規模	中規模	大規模
牛（成牛）（※）・水牛・馬	1頭	2～199頭	200頭以上
牛（子牛・育成牛）（※※）	1頭	2～2,999頭	3,000頭以上
鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし	5頭以下	6～2,999頭	3,000頭以上
鶏・うずら	99羽以下	100～99,999羽	10万羽以上
あひる・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥	99羽以下	100～9,999羽	1万羽以上
だちょう	9羽以下	10～9,999羽	1万羽以上

※乳用種の雄牛・交雑種の牛は17月齢以上、それ以外は24月齢以上

※※乳用種の雄牛・交雑種の牛は満4月齢～17月齢未満、それ以外は満4月齢～24月齢未満

飼養規模別の提出書類

様式	小規模	中規模	大規模
定期報告書	○	○	○
飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況	—	○	○
衛生管理区域の設定 消毒設備の設置等	—	△	△
家畜の飼養密度	—	△	△
埋却地等の確保状況	—	△	△
飼養衛生管理マニュアル	□	□	□
大規模農場に関する報告	—	—	△

○：必ず記入し提出 △：以前に提出し変更がない場合、提出不要

□：既に提出し変更がない場合、提出不要

【提出期限】

牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者⇒令和5年4月14日（金）まで

鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょうの所有者⇒令和5年6月15日（木）まで